

令和元年 11 月 1 日

受験生の保護者の皆様

学校法人福島成蹊学園

理事長 高橋幸七

令和 2 年度の出願料、授業料等納付金改訂のお知らせ

紅葉の候、受験生の保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、本学教育活動にご理解と受験をご検討いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、本学では教育界を取り巻く環境の変化に的確に対応して、教育の質の更なる充実を図るため、高校では 18 年間据え置いてきた授業料等納付金の内、出願料、入学金、授業料について、令和 2 年度の受験生、入学者より改訂することといたしました。保護者の皆様には大変なご負担をおかけすることになりますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 授業料等納付金の改訂

- (1) 令和 2 年度生徒募集要項に、出願料と令和元年度授業料等納付金及び諸会費が記載されています。令和 2 年度は次のように出願料・入学金・授業料の改訂（引上げ）を実施いたします。

項目	改訂前	改訂後（予定）	改訂額（予定）
出 願 料	10,000円	13,000円	3,000円
入学金（入学時）	150,000円	170,000円	20,000円
授業料年額（一本化後）	370,300円	460,000円	89,700円

*入学時の施設充実特別納付金や桃李の学生会費、生徒学生会費、特進費等の諸会費は変更ありません。

*授業料年額（一本化後）とは、来年 4 月より高等学校等就学支援金制度改正に合わせて、これまで授業料・維持費・図書視聴覚費・施設拡充費・実験実習費・冷暖房費に分かれていた項目を授業料に一本化するものです。次ページの対比表を参照ください。

- (2) 改訂させていただく理由ですが、高大接続改革や ICT 技術の進展等、教育界を取り巻く環境が大きく変化しています。このような変化に的確に対応して、教育の質の更なる充実を図るためには、Wi-Fi 対応や ICT 機器の更新、校舎の建替え等の設備投資と優秀な教員を引き続き確保することが必要と考えています。
- (3) そのためには、学園の財政基盤の充実が不可欠となります。今般、苦渋の選択ではありますが、高校では 18 年間据え置いてきた授業料等納付金の改訂（引上げ）を実施させていただくこととしたものです。
- (4) 令和 2 年度の受験生や新入生の保護者の皆様に、出願料・入学金・授業料引き上げのご負担をお願いすることになりますが、教育の質の更なる充実を図って参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 令和元年度と令和2年度の対比表

	項 目	令和元年度	令和2年度
①	出 願 料	10,000円	13,000円
②	入学金(入学時)	150,000円	170,000円
③	施設充実特別納付金(入学時)	30,000円	30,000円
④	入学時 ①～③	190,000円	213,000円
⑤	授 業 料	276,000円	460,000円
⑥	維 持 費	66,000円	0円
⑦	図書視聴覚費	4,800円	0円
⑧	施設拡充費	12,000円	0円
⑨	実験実習費	1,500円	0円
⑩	冷暖房費	10,000円	0円
⑪	授業料等 ⑤～⑩	370,300円	460,000円
	合 計	560,300円	673,000円

*桃李の会費、生徒会費、特進費等の諸会費は変更ありません。

*福島成蹊中学校の施設充実特別納付金(入学時)は令和元年度、令和2年度とも60,000円です。

3. ご参考(高等学校等就学支援金制度の改正概要等)

別添の文部科学省のチラシを参照ください。

- (1) 高等学校等就学支援金制度は教育の機会均等を目的に2010年(平成22年)4月にスタートした制度です。多くの皆様が利用しています。
- (2) 令和2年4月から年収目安590万円未満世帯の生徒を対象に支給上限額が引き上げられます。引き上げ後の支給上限額は未確定ですが、授業料の全国平均額である400,000円を目指して省庁間で調整するとのことです。
- (3) 改正により、支援内容が大幅に拡充されます。例えば年収目安が350万円から590万円の世帯の皆様は支給上限額が現在の178,200円から400,000円(未確定)に引き上げられれば、221,800円負担が軽減されることとなります。
- (4) 年収目安が590万円以上の世帯の皆様は現行の内容で変更ありません。
- (5) 令和2年4月から改正されますが、令和2年4月の新入生だけではなく、在校生も対象となります。
- (6) 高等学校等就学支援金制度の改正に伴う経済的負担額の軽減を最大限活かすために、本学では先ほどご説明した授業料の一本化を行います。
一本化により、例えば年収目安が350万円から590万円の世帯の皆様は、授業料年額460,000円ですが、就学支援金400,000円(未確定)がありますので、実質的にご負担いただく授業料年額は60,000円(月額5,000円)となります。

以 上

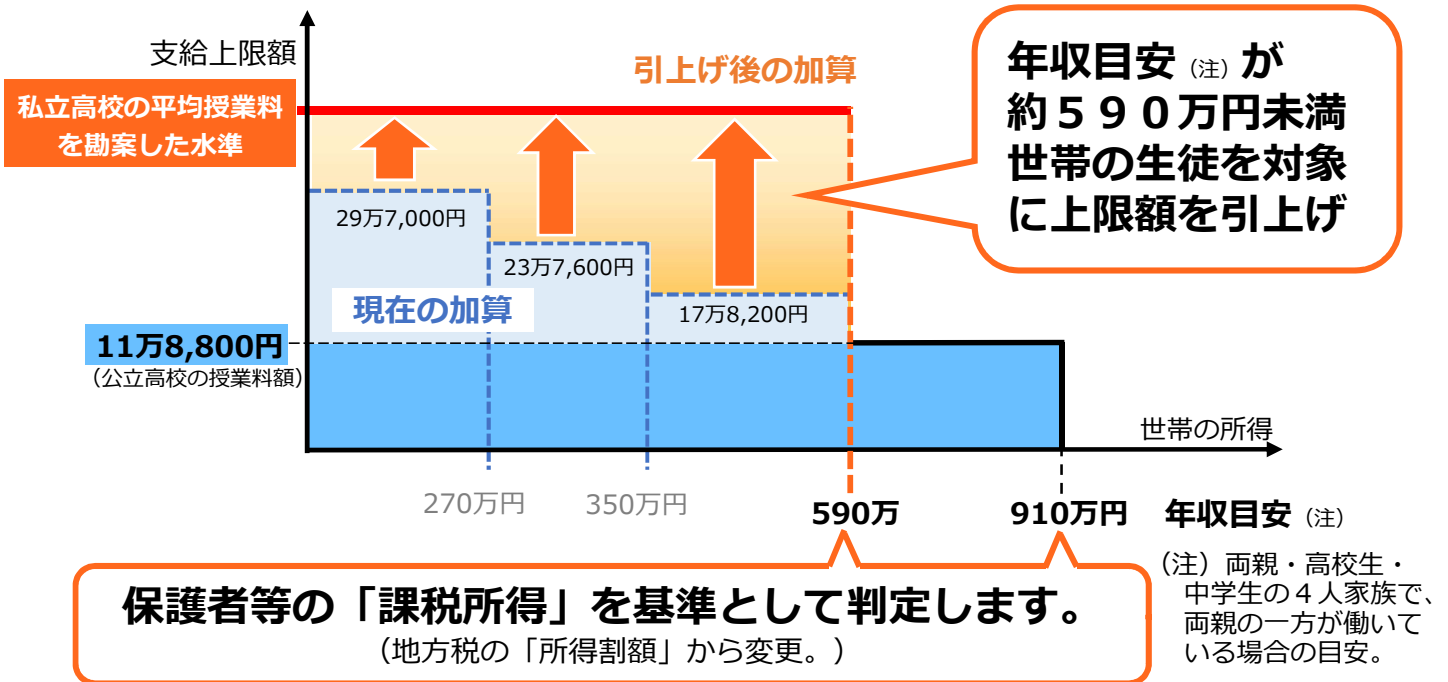
2020年
4月から

変わります！

高等学校等就学支援金制度

私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額の引上げなどの制度改正を行います。

全日制私立高校の場合



※ 都道府県において、独自の授業料支援を行う場合があります。

「就学支援金」とは？

国による授業料支援の仕組みです。



高等学校、高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）などの学校に通う生徒を対象としています。

上限額の引上げは、現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

引上げ後の支給額は、在校生（2020年度よりも前に入学した生徒）にも適用されます。

申込方法は？

学校を通して行います。



入学時などに、通っている学校から案内があります。その案内に沿って申し込みを行ってください。



高校生等への修学支援

検索



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省のwebサイトには、最新の情報や都道府県担当連絡先を掲載しています。